

1994年 秋 季 大 会 報 告

— 1994年11月19・20日 名古屋市女性会館にて —

第1日目：11月19日

シンポジウム「女性が問う“家族法”—戸籍・別姓・非婚—」

●婚外子差別を必要とする戸籍・家制度

中 田 千鶴子

明治政府が家制度のために創り上げた婚外子差別は現在まで続き、戦前戦後を通して家の存続に利用されている。戦前は「家」の跡継ぎのスペアとして、戦後は「戸籍制度」維持のための届出婚の奨励に……。

昨年初めて出た婚外子差別違憲決定は民法九百条四号但書という相続差別を問題にした裁判である。しかし、この条文は単に相続や婚外子の人権を意味するに留まらない。国における婚外子の位置付けは、女性の権利、届出婚を強要する戸籍制度、これはとりもなおさず戦後も、なおしたたかに生き残る家制度であり、それからの解放や男女の自由なライフスタイルの選択に繋がる問題である。

罪のない子に制裁を課す婚外子差別を存続させるには論理のすり替えが必要だった。その綻びが隠せなくなった時に崩れ去るのは「家族」ではなく「家制度」である。その時にこそ人と人の自由な繋がりによる真の家族と自由な生き方が生まれるのではないだろうか。

●非法律婚カップルの選択動機と差別の実態

—「非婚カップル調査」より—

善 積 京 子

今回、婚外子差別や婚姻・戸籍制度の問題を真正面から取り上げたシンポジウムが行なわれ、とても嬉しく思っています。それは、周知のようにリブ運動は女を妻と娼婦に分断する性規範や現行の婚姻・家族制度を痛烈に批判しましたが、女性解放がフェミニズムの用語になる過程で、性役割分業批判に力点が置かれて、婚姻・家族制度を撃つ視点が希薄化し、とても物足りなさを感じていたからです。

発表では、私が属する家族ライフスタイル研究会が行なった『非婚カップル調査』を基に、婚姻届を出していない男女の共同生活者の意識・実態を報告しました。

概要は次のようなものです。①高学歴の経済的に自立した女性が非法律婚を選ぶ傾向にある。②自分達のライフスタイルへの認識では、〈事実婚〉〈非婚協棲〉〈コミュニター〉の立場がある。③「夫婦別姓」「戸籍制度反対」「性関係を国に届ける必要はない」「性別役割分担反対」など近代的婚姻制度を拒否する立場から婚姻届を出していない場合が特に女性に多い。④男性は「相手の生き方尊重」が多く、女性主導で選ばれている場合が多い。⑤非法律婚の利点として、「夫婦別姓」「性別役割分担からの解放」「ふたりの関係を大切に育てられる」「自分らしい生き方」が多い。⑥非法律婚への社会制度上の差別を訴える人が多い。⑦要望される改革として、戸籍をはじめ社会保障制度や福祉行政を家族から個人単位にすること、女性の経済的自立実現のための政策、婚外子に対する偏見・差別の解消のための制度改正と啓蒙活動、などが出されている。

●夫婦別姓と戸籍制度改革—その方向性—

大 村 芳 昭

戦後の家族法改革は、新憲法の高邁な理念とは裏腹に、応急措置レベルにとどまっている。社会通念上の「家」を傷つけない法律上の家制度のみを削り取ることに成功しているため、一見民主的な家族法が、その裏側では国民の家意識をみごとに温存している。

現在導入が検討されている夫婦別姓選択制の内容も、まさに同様の限界を抱えている。婚姻制度や戸籍制度の差別性を放置したまま、「旧姓を維持する利益」というエサをちらつかせて、結局はそれらの制度による国民管理の強化というより大きな「国益」が目指されている。それは他面において、それらの制度が生ずる様々な差別の容認に他ならない。これを打ち砕き、法の下での平等に近づくためには、婚姻制度の改良ではなく、その解体こそが必要である。

夫婦別姓の導入もその一環として位置づけるべきであり、また同時に、家意識の温床となっている戸籍制度などにもメスを入れる作業を始めるべきである。

●婚姻家族と家父長制

館 かおる

1980年以降の日本の女性学研究において「家族」の研究は比較的盛んであった。「近代家族」の問題性を明らかにするために、「性別役割分業」「公的・私的領域区分論」「家事労働と資本制」などの分析枠組が駆使された。しかしながらリブ運動が提起した「婚姻制度の家父長制」という研究課題は十分展開されたとは言えず、むしろ裁判闘争によって切り拓かれていったと言えよう。

日本の女性学研究はいま、現代日本の家族を「性別役割分業」家族と捉えるのみではなく、法律によって承認され、戸籍に登録される「婚姻家族」であり、ヘテロセクシュアルを前提にする生殖家族であり、親族・姻族を含む扶養義務を負い、世帯を単位とする家父長制家族であることを明確に定義し、労働形態や社会保障との関連も視野に入れた構造分析が重要であると強く認識する必要がある。

そして戦後50年にしてようやく出された「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」に対し、私たちはこれまでの家族概念を革新し、戸籍制度の廃止と新しい家族的パートナーシップによる、個人単位の社会システムを形成していく研究と運動を提示していきたい。

●シンポジウムをふりかえって

コーディネーター 戒能民江

今大会のシンポジウムでは、現在進められている「家族法改正」について女性学の視点から問題提起を行った。94年7月に公表された「改正要綱試案」に、夫婦別姓の導入、破綻主義離婚法とともに婚外子相続分差別の廃止が

第2日目：11月20日 午前

個人研究発表

●性表現と公共図書館

越後 真知子

発表要旨に述べた通り、性表現を宣伝する図書は多くは性暴力を意味していた。これらの図書が多数図書館に購入されているのは、司書が猥褻以外に性表現を評価する基準を持たないためである。女性の人権の観点からも図書選択が行なわれるよう、職員の合意を得るのが今後の課題である。

以上の報告に対し、市民からの抗議も検閲として捉えるのかという質問があった。それに対し、名古屋市図書館では権力ある者の検閲と、市民からの抗議は分けて考えていること、しかし市民団体の抗議があったとしても、その資料の取扱いを決定するのは図書館であること、決定までの議論には全職員が加わる組織になっていることを説明した。

含まれていることは一歩前進である。しかし、戦後の家族法改革で注意深く残されて「戦後家父長制」の基盤となった戸籍制度や法律婚尊重主義については、「改正案」は意図的に無関心を装っている。

パネラーの報告は、それぞれ異なる切り口から家族法の「排除と差別の論理」に迫り、家族法の理念を「家族主義」から「個人主義」へと変革していく方向性を示した。どの報告も、女の自律的な生き方の尊重と子どもの人権保障を明快に主張して、「ここで言うておかなければ」という熱い思いが溢れていたと思う。

フロアーからも熱心に質問・意見が出されたが、夫婦別姓に関して個人による氏の自己選択の可能性、「家」制度温存の目的、戸籍制度解体、婚姻制度解体の意味と道筋について議論が集中した。法律婚と非法律婚との垣根を低くして差別をなくし選択の自由を保障することと女性の経済的自立を可能にする条件づくりの必要性が共有できたように思う。ただ、婚姻制度が語られたことへの一定の評価がある一方で、男性支配の道具としての法という視点の弱さの指摘と婚姻制度と対峙できなかった女性学への批判について、十分議論できなかったのは残念であった。

本シンポジウム後、相続分差別違憲判決、住民票記載の「子」への統一方針など、婚外子差別撤廃の動きは急であるが、戸籍制度を維持したままの同姓原則別姓選択制論への誘導や5年別居反対論への傾斜など、予断を許さない状況にある。

家族法改正のチャンスはめったにやっこない。労働、社会保障、税制を含めた議論を巻き起こして、個人の尊厳と男女平等が真に保障される家族法改正を女の力で実現させたい。

●〈不平等なジェンダー〉の社会学をめざして

北仲千里

今日フェミニズムを論じる難しさには、①「問題」の焦点の曖昧さ、学派間の溝②主体の問題を入れる難しさ③領域・視点ごとに異なるジェンダー関係の複雑さ・不整合性、があると思われる。

R.W.コンネルは、これからのジェンダー理論には、究極的原因論の前に、まずジェンダー関係そのものを分析する「内部理論」の整備が必要であり、それには「権力」の視点を意識し、また主体と構造をつなぐ「日常行動の理論」に依拠することが求められるとする。そして〈権力〉〈分業〉〈カセクシス〉のそれぞれの視点から、日常の場・特定の制度の中で現れるジェンダー関係に照準を当てつつ、その構造化までを考察していくことを目指すべきだとする。

フェミニズムの困難は、ジェンダー理論の困難であり、その転換が求められている中で、この提案は示唆的

である。

会場では、コンネルを踏まえた発表者の権力関係としてのジェンダーの理解や、そのよって立つべき権力理論などをめぐって、活発な議論が交わされた。

●新しい視点から経済人類学を読む

田中 由布子

現代の経済学は、「経済的」の意味のほうを転換せざるをえない。経済的という言葉の意味を実体＝実在の意味へと転換すべきである。実体＝実在の経済社会の中へ逆に市場現象を埋め込まなければならない。

女性が研究主体、認識主体であることを知らしめるためには、一定の思考の型をもつman＝人間のほうを、一部思考の型においてとり壊し、新しい認識主体をそこに参入させるより他ない。新しい経済学の認識主体は、man＝人間に対して、外圧として作用する。

私達は、経済人類学という経済主義を超える多刀流的方法論を、自分のものとしていかねばならない。

フロアーからは、新しい経済学の枠組みを作りたいのではないか、価値理論について大学のゼミでは一笑に付された、経済人類学の用語の説明をして欲しい、実体分析をやってみればいい、そして、それをみんなに知らしめることだ、などの意見が出された。

●明治期の尋常小学校修身教科書にみられる女性像 —男女共用教科書ならびに

女子用教科書からみる女性像—

氏原 陽子

本発表は明治期の尋常小学校修身教科書において描かれる女性像を抽出し、そこから良妻賢母主義イデオロギーが教えこまれていることを指摘したものであった。この前提には、良妻賢母主義イデオロギーが単なる過去

の遺物ではなく、現在の女性の足かせともなっていること、従来の良妻賢母主義イデオロギーに焦点を当てる研究が高等女学校に着目しながら小学校には殆ど注意を払わなかったことによる。

フロアーの方々とは、なぜ女性が発表したような女性像を期待されてきたのか、それには国家内的・外的な状況があったこと、そしてその状況こそが重要であることなどの議論がなされた。また、受け手の女性側がどのように教科書で説かれるメッセージを受容していったのか、少なくとも明治初期は就学率が低く、教科書で説かれた女性像が受容されていたとは言えないのではないか、といったコメントもいただいた。

●女性の就労形態、自己評価および心理的問題

西松 能子

女性個人の自己評価や早期から形成される役割モデルなどの内的要因が女性の就労形態に影響しているかを検討する目的で調査研究をした。

大学卒業後10年から20年程度の男女の管理職専門職や非管理職専門職、専業主婦の4群、各50人を対象にローゼンバーグの自己評価尺度(RSS)、精神健康尺度(GHQ)、顕在性不安尺度(MAS)、個人調査表を郵送し調査した。返却された調査対象に面接調査を依頼し、了解を得て面接調査を行った。

RSSとMASは全対象群において負の相関が認められ、RSSとGHQは管理職専門職の女性において負の相関が認められた。また、勤続年数が長くなるといずれの群においてもRSSが低下する傾向を示した。さらに管理職専門職の女性については全体に対して有意に低下した。この点で討論において、管理職専門職の女性が勤続年数が長くなってても地位が上がるのが少なく評価されることが少ないのではという意見が出された。

第2日目：11月20日 午後(ただし、「家族法改正への提言」のみ午前・午後)

ワークショップ

●家族法改正への提言

“家”から“個人”へ

自立支援のための積極的援助を

ワークショップ「家族法改正への提言」では、下夷美幸さん(社会保障研究所)と北村明美さん(弁護士)が問題提起、10～15時まで、前日のシンポジウムをも踏まえて活発な討議がなされた。

下夷さんは、離婚の経済ダメージが女性と子どもに偏っている現状では、積極的破綻主義の採用には経済保障システムの整備が必要と諸外国の例を引き説明。

北村さんは、婚姻制度の是非を問いながら識別機能としての氏・名と人格権との衝突を問題とし、身分登録制を事件別編成方式にするなどを提言した。

意見書作成では、不十分な要綱試案に捕らわれない、

弱者救済を専業主婦保護の流れと同調させない、女性全般を対象とした積極的な就労促進政策により母親の自立も援助する、提出先は法務省だけでなく総理府や厚生省など関連省庁すべてに、などを確認のうえ、約40名の参加者全員で共同作業を進めた。(文責：岡 久美子)

●女性学教育の現在と未来

—二つの事例報告から—

国信潤子さんの愛知淑徳大学での女性学教育の実践をふまえた問題提起、深沢純子さんの横浜女性フォーラムでの活動をふまえた報告を中心とするこのワークショップには、40名近い参加があり、折からのあたたかい陽ざしの中で、熱気があふれたレポートと質疑が行なわれた。

「淑徳」という枠を打ち破るべく、女性学存立の理論的根拠の追求を深めようとする国信さんの報告、フォーラムでの活動のビデオを中心に行なわれた深沢さんの報告は、それぞれに内容豊富で力がこもっていたために時間不足に陥り、質疑応答にとどまって、議論を深めるには至らなかったが、刺激的な情報の多いワークショップだったといえると思う。

特に、女性学教育における教える側の「自己開示」の問題や創造的活動を通しての自己変革の問題などは、今後、さらに会員の人びとの実践報告を聴きながら論議を深めたい点である。(文責：加藤春恵子)

●地方からの発信

—「おんなの叛逆」と

「フェミニストジャーナルFifty: Fifty」

『おんなの反逆』(久野綾子さん)は71年、『Fifty』(富士都弥子、中島美幸さん)は90年と、2誌は歴史の長さ、創刊当時のこのメディアを取巻く状況も随分異なる。しかしどちらも、長年計画を暖めてきたというより、ふとしたきっかけ、思いつきで着手してしまったと述べられた。特に後者は、友だち同士のおしゃべりで、“フェミニズムが上から降ってくる”(東京発信のものを地方に居て受けとめる一方通行)感じに気づいた時から3ヵ月で創ってしまったとか。地方ということを手にとり、地方から見えるもの。考える時間・ゆとりの存在。情報の発信自体を目的にするより、情報って何だということを常に考え、身近な運動の展開に結びつくよう心がけてきたこと。——などがこもごも語られ共感を呼んだ。

なお、この大会を学術協力財団の協賛の下に開催するとした主催者日本女性学会の決定に違和感を覚えたと表明され(因みに会員は中島さんのみで、他のお二人は非会員)、司会者が事実経過の説明に努める一幕があった。

(文責：漆田 和代)

●カイロ発北京へ

—カイロ国際人口・開発会議報告—

会議の歴史的な位置づけ、採択された行動計画の論点、会議、及び行動計画の評価が報告の中心だった。

今回の会議の特色は国連女性10年を経た女性NGOの影響を受け、からだの自己決定権と呼べるリプロダクティブ・ライツ/ヘルスがキーワードとして採択されたこと、これは従来人口政策の客体であった女性が主体として政策決定に参画することの重要性が認識されたことを意味している。第2に新マルサス主義の考え方への批判が明確になり、環境破壊の最大要因の一つとして高度工業国の資源の大量消費、先進国主導の開発のあり方への疑問が浮き彫りにされたこと、第3にNGOに対する評価が定着した点である。

ただし、この行動計画原則に行動の実施に際して国家主権、文化、民族の違いを尊重するという、条件がつけ

られた点を考慮すると、単なるお題目が並べられたとも言える。しかしお題目をお題目として終らせずに、具体化していくのは各国・各地域の人々の行動力によるので国内の墮胎罪優生保護法のたたかいは今後はかかわっていくという問題提起で終わった。(文責：船橋邦子)

●ルッキング・フォー・フミコ

—女たちの自分探し—を観て

まず私自身が年間数本のビデオ・ドキュメンタリーを制作している映像作家であることをお断わりしてから感想を述べたい。

監督の栗原奈名子著『ニューヨーク・自分さがし物語(WAVE出版刊)』によると、'70年代のリブ大和史子さんの死を契機に、'90年代の彼女らの「いま」を訪ねようと企画。パーソナル・ドキュメンタリーの形で制作している。

圧巻だったのは'70年前後の全共闘、リブ合宿、女たちのデモ、警官隊によるゴボウ抜きなどのドキュメンタリーフィルムが挿入されていたことだ(よく借りられたなあと言った)。

'70年代の女たちは「いま」をよく生きているが少々疲れ気味のようにも見えたのは、インタビュアー栗原さんの視点のあいまいさのせいのように思える。スローモーションの多用は、「日本人」一般をカリカチュアライズしすぎて不快。外国人には受けても、フェミニズムの「いま」を生きている私たちには、異和感が拭いきれない作品に出来上がっている。(文責：北沢 杏子)

●会員懇談会(11月20日 12:00~13:00)

井上輝子さんの司会で、幹事の紹介に続いて、以下のような内容で報告と意見交換の場がもたれた。

1. 学会の現況についての報告(井上)
 - ①会員数の大幅増
 - ②学会誌への投稿数の大幅増
2. 学会誌編集委員会からの報告(桑原)と意見交換
 - ①学会誌の年刊化
 - ②財源確保のための販売促進と会費値上げの可能性
 - ③応募資格をより限定することの是非とその内容
 - ④編集委員の投稿の是非
 - ⑤編集委員の確保
 - ⑥特集号化の是非。特に大会シンポジウムの内容を特集化する可能性
 - ⑦コメンテーターの匿名性の是非
3. 研究会について(金井)

年2回の大会に加え、より恒常的な研究会をもつことを検討している。まずは単発の研究会を開催してみたい。研究発表の希望者は12月10日までに金井、細谷まで申し出てほしい。(文責：内藤 和美)

『婚姻制度等に関する民法改正要綱試案』に対する意見書提出

1994年11月、日本女性学会秋季大会では『女性が問う“家族法”～戸籍・別姓・非婚』のシンポジウムを行ない、さらに「家族法改正の提言」と題するワークショップを設け、当日(11月20日)意見書を作成しました。その後コーディネーターの戒能民江、館かおるを中心に加筆修正し、日本女性学会幹事会一同の賛同を得て下記の意見書を提出することになりました。

意見書は1995年1月20日に法務省に送付したほか、総理府、厚生省、労働省などの関係機関へ提出しました。関心のある方、活動に参加したい方はご連絡下さい。

アジア女性会議ネットワーク家族法改正研究プロジェクト 世話人 戒能 民江 ・ 館 かおる

『婚姻制度等に関する民法改正要綱試案』に対する意見書

私たちは、このたびの「民法改正要綱試案」ならびに、現行の民法の家族に関わる規定および関連諸法規について次の様な理念と提案に基づき、改正されるよう意見書を提出いたします。

I. 世帯を単位とした現行の家族法から個人を単位とした家族法への改正を行なうこと。

- (1) 現行の戸籍制度を個人単位の登録制度に改めること。
- (2) 法律婚家族だけではなく、個人の多様なライフスタイル選択の自由を保障する家族法に改めること。
- (3) 現行の性別役割分業に基づく世帯単位の賃金・雇用・税制度などの基盤となっている家族法の理念を改め、女性の経済的自立を促進する法改正を実施すること。
- (4) 家制度的道徳観念を法的に強制する親族の一般的定義を削除し、親族間互助義務規定および姻族概念を廃止すること。

II. 子どもの人権保障の理念に基づいた家族法改正を行なうこと。

- (1) 現行民法における「嫡出」・「非嫡出」の用語の使用を廃止すること。
- (2) 再婚禁止期間の規定を廃止すること。
- (3) 両親の婚姻形態にかかわらず子どもの相続分を同等にする改正案を、子どもの人権保障の観点からすみやかに施行すること。
- (4) 子どもの出生にかかわる差別を生み出す現行の戸籍・住民票などの記載(認知の有無、続柄など)を改めること。
- (5) 子どもの発達保障の観点から、離婚の際の養育費の規定を明文化し、支払い履行確保制度を実効性あるものに完備すること。
- (6) 認知の有無、離・死別、非婚、両親の婚姻形態および父親の収入などにより規定されている現行の児童扶養手当などの社会保障制度を、子どもの発達保障の観点から早急に改正すること。
- (7) 父親の一方的な意志による現行の認知制度を改め、子どもの権利を保障するための父親推定制度を設けること。
- (8) 離婚後の面接交渉権を子どもの権利として保障すること。離婚・事実婚の場合も単独または共同親権を選択可能にすること。

III. 氏名権は個人の人格権(自己決定権)であるという観点に立ち、個人の氏が婚姻・離婚・養子縁組などによって変更を強制されないよう家族法を改正すること。

- (1) 夫婦の氏に関しては、夫婦別姓を原則とする制度

を施行すること。

- (2) 個人の氏名権保障の立場から夫婦別姓・同姓の相互転換の自由を認めるよう法改正すること。
- (3) 子どもの氏に関しては、実子・養子にかかわらず子どもが父母の氏から選択できるようにすること。

IV. 離婚に際しての夫婦財産分割に関しては公平・平等な基準により確実に給付されるよう法改正すること。

- (1) 夫婦財産は名義にかかわらず原則として二分の一の分割とする。
- (2) 財産分割の対象としては、年金・退職金などの見込み財産も含む。
- (3) 財産開示制度を設け、実効性ある履行確保制度について明文化すること。
- (4) 離婚時女性の経済的能力回復のため、経過的措置として経済補償を行なうこと。
- (5) 居住財産については子どもの居住権を保障する観点から分配すること。

V. 家族法改正を、女性の労働権、生存権および子どもの発達権を保障する労働政策ならびに社会保障制度の確立と連動させて行なうこと。

- (1) 男女賃金格差、定年格差、世帯単位の諸手当支給など雇用における性差別をなくし、女性の雇用機会を確保して、女性の自立的労働権の保障を行なうこと。
- (2) 離婚における積極的破綻主義の導入に伴い、特に離婚後、女性の再就職職業教育・研修制度などの設置を早急に行うこと。
- (3) 所得税法上の配偶者控除、特別配偶者控除を廃止し、また寡婦控除を非婚の母にも適用するなど、女性の労働権の確立に抵触する世帯単位の税制を改正すること。
- (4) 家族の私的負担にまかされている育児・介護に対する社会的支援システムを整備すること。
- (5) 民法上の老親扶養義務を廃止し、高齢者介護を社会保障によって行なうこと。
- (6) 婚姻形態にかかわらず女性の平等な年金権を確保するよう年金支給制度を改正すること。
- (7) 離婚、貧困、暴力などにより援助を必要とする女性に対する公的支援制度を整備し、女性の経済的・精神的・生活的自立を支援する福祉サービスの充実や居住保障に留意した政策を実施すること。

1994年11月20日

日本女性学会ワークショップ

「家族法改正への提言」一同

日本女性学会幹事会一同

<お詫びと追加>

学会ニュース第59号(1994年8月)掲載の第15回日本女性学会定例総会報告において、日本女性学会1993年度決算報告、学会誌2号編集委員会決算報告ならびに同会計監査報告、および日本女性学会1994年度予算ならびに学会誌3号編集委員会予算の掲載が欠落していました。ここにお詫びしますとともに以下に掲示しますので、学会ニュース第59号「総会報告」の記事と併せてご確認ください。

日本女性学会1993年度決算報告 (1993.6.1~1994.3.31)

1. 収入の部

(単位:円)

費目	予算	決算	備考
前年度繰越金	545,063	545,063	
会費	1,500,000	1,634,500	①
助成金・カンパ	50,000	220,000	京産大(11/24)
大会参加費	60,000	78,900	春季 59,000 秋季 19,900
雑収入	20,000	21,864	②
合計	2,175,063	2,500,327	

[備考]

- ①学会事務センター 5,000×320人、海外34,500、前受5,000、昨年度前受金△20,000
⇒ 1,619,500
郵便振替 5,000×1人、10,000×1人 ⇒ 15,000
- ②学会ニュース売上(春季)300×7部 2,100
懇親会よりカンパ(春季) 4,725
紀伊国屋書店会員ラベル代及び協賛金 14,940
銀行利息 99

学会誌4号 編集委員募集

1994年度総会において、学会誌の年報化の方針が確認されました。

現在、3号編集委員会では、その準備段階として、2号刊行後、1年半のサイクルで学会誌『女性学』vol.3(1995年12月発刊予定)を刊行できるスケジュールで努力しています。そして次号(学会誌4号)から、年報化を実現する予定です。(従って、『女性学』vol.4の出版予定は、1996年12月です。)

これに伴い、4号編集委員を募集します。ご希望の会員は奮ってご応募ください。

記

1. 募集期限: 1995.3.31(厳守)。
2. 申込方法: FAX、または葉書による。
3. 宛て先&問い合わせ先:

2. 支出の部

(単位:円)

費目	予算	決算	備考
総会・大会費	250,000	351,771	③
幹事会費	190,000	140,000	④
学会ニュース印刷 発送	300,000 80,000	213,940 113,165	No55,56,57 No54,55,56,57
事務局 学会センター 会計処理費	400,000 30,000	414,892 21,041	⑤ ⑥
幹事改選費	170,000	294,812	⑦
学会誌積立金	300,000	300,000	
学会誌配布送料	140,000	117,386	第2号 (送料、ケース代)
予備費	315,063	0	
合計	2,175,063	1,967,007	

収入合計 2,500,327
支出合計 1,967,007
533,320 次年度繰越金⑧

[備考]

- ③春季大会・総会 会場費1,000、講師謝礼10,000、事務費35,443、幹事会昼食費4,655
⇒ 51,098
- 秋季大会 講師料(4名)100,000、アルバイト代(12名)110,100、懇親会参加者少なく予算超過 ⇒ 300,678
- ④幹事交通費 幹事会4回開催(大会を除く)(8/2、10/10、1/23、3/25)
12,000×延べ9人+10,000×延べ3人、10/10会場費2,000
- ⑤学会事務センター 会員業務委託費200,000、受付業務委託費120,000、会費請求郵送費27,962、事務通信費56,990、ラベル代(紀伊国屋書店)9,940
- ⑥会計処理費 通信費、コピー代、学術会議交通費
- ⑦幹事改選費 名簿印刷費143,170、ラベル代25,473、選管費用(はがき、送料、封筒、用紙代、印刷代)126,169
- ⑧次年度繰越金 学会事務センター預り金 ⇒ 333,325
会計 ⇒ 199,995

学会誌 2号編集委員会決算報告

(1992.11.28～1994.6.16)

〈収入の部〉				〈支出の部〉			
(単位：円)				(単位：円)			
費 目	予 算	決 算	備 考	費 目	予 算	決 算	備 考
創刊号繰越金	1,100,000	1,126,408		印刷費	850,000	1,151,315	
1990年度学会誌積立金	300,000	300,000		編集費	150,000		
1991年度学会誌積立金	300,000	300,000		編集委員会事務費	600,000	542,604	
1992年度学会誌積立金	300,000	300,000		学会誌2号無料配布	264,000	238,000	@850×280
1993年度学会誌積立金		300,000	3号用	送料		4,960	
利息・利子		14,221		振込手数料		700	
創刊号売上金		217,400	新水社：127冊 個人：49冊			2,000,000	1,937,579
送料振込		550					
2号有料文献目録		14,100			収 入	¥2,907,879	
2号売上金		97,200	@1,800×54冊		支 出	¥1,937,579	
	2,000,000	2,669,879			差 引	¥970,300	
2号会員無料配布買上		238,000	@850×280				
		2,907,879					

現在高 ¥970,300

内訳	3号へ繰越金	¥670,300	明細：定額郵便貯金	325,000
			普通銀行預金	265,661
			現 金	79,639
	3号学会誌積立金	¥300,000	定額郵便貯金	

日本女性学会1993年度会計監査報告

日本女性学会1993年度決算報告、ならびに学会誌2号編集委員会決算報告につき、関係帳簿類等を厳正に検討した結果、報告に誤りのないことを認めます。

1994年6月17日

日本女性学会会計監査

平 川 和 子 印
内 藤 和 美 印

■会員の著作

「夫(恋人)からの暴力」調査研究会(服部範子、波田あい子、原田恵理子、戒能民江、内藤和美、角田由紀子、吉浜美恵子、ゆのまえ知子)

「夫から妻への暴力—婚姻関係の内外で—」

『女性学研究3 女性と異文化』3、勁草書房、pp.122-139、1994

富岡 明美、共編・共訳

A Long Rainy Season : Haiku & Tanka.

Berkeley, California : Stone Bridge Press, 1994.

(現代日本女性詩アンソロジー英訳)

○北京女性会議(第4回世界女性会議)についての お知らせ

1995年9月に北京で開催されます女性会議についてお知りになりたい方は佐々木までご連絡ください。

なお、学会としてツアーを組む予定はございませんし、特定の旅行会社と提携もいたしません。お伝えできるのは学会宛にきた旅行会社の資料となります。そのためすべては個人の申し込みになると思われまます。

あらかじめお含みおきのうえ、ご了承ください。

(連絡先：佐々木恵理 ☎ 0426-27-7844)

日本女性学会1994年度予算

(1994.4.1~1995.3.31)

1. 収入の部

費 目	予 算	備 考
前 期 繰 越	533,320	
会 年 会 費	1,750,000	5,000×350人
費 入 会 金	40,000	1,000×40人 ①
助成金・カンパ	50,000	
大会参加費	70,000	春季 500×80人⇒40,000
活動収入		秋季 1,000×30人⇒30,000
雑 収 入	20,000	
合 計	2,463,320	

[備考]

①1994年度総会において、入会金1,000円新設を決定。

2. 支出の部

費 目	予 算	備 考
総 会 ・ 大 会 費	250,000	
幹 事 会 費	200,000	12,000×15回+20,000
学会ニュース印刷 発送	300,000 150,000	No58~61の4回分
事 務 局 学会センター 会計処理費	550,000 30,000	'93は10カ月分だったが '94は12カ月分必要。
幹 事 改 選 費	150,000	合計300,000の半として
学会誌積立金	300,000	
学会誌配布送料	150,000	
予 備 費	383,320	
合 計	2,463,320	

学会誌3号編集委員会予算

(1994.6.18~1995.6.1)

<収入の部>

(単位:円)

費 目	予 算	備 考
2号編集委員会からの繰越金	670,300	
3号学会誌積立金('93年度分)	300,000	'94.3.25入金済
3号学会誌積立金('94年度分)	300,000	
創刊号・2号売上金	1,100,000	
雑収入	5,000	利息・利子など
	<u>¥2,375,300</u>	

<支出の部>

(単位:円)

費 目	予 算	備 考
印刷・製本費	950,000	
編集費	50,000	
編集委員会事務費	500,000	
学会誌3号無料配布実費	450,000	@1,000×450
送料・パッケージなど雑費	50,000	
予備費	105,300	
年報化準備金	320,000	
	<u>¥2,375,300</u>	

<付記>執筆者に原稿コピー作業、送料切手代の実費負担をお願いする。

学会ニュース第60号 訂正

第8期幹事役割分担

学会ニュース担当

60, 61号 亀山美知子、善積 京子
渡辺 和子

62, 63号 金井 淑子、細谷 実

1995年度春季大会予告

開催日時：6月17日(土)・6月18日(日)

会 場：国際基督教大学

東京都三鷹市大沢3-10-2

シンポジウム：6月17日(土)

テ ー マ：「フェミニズムと国家」(仮題)

*詳しくは次号学会ニュースをご覧ください。

個人研究発表・ワークショップの募集

6月18日(日)に個人研究発表・ワークショップを希望する方は、テーマ及び要旨を下記までお送りください。

締 切：3月15日必着のこと。

<交通案内>

東京都心から国際基督教大学へは、JR中央線の武蔵境駅(快速停車駅)か、三鷹駅(特別快速停車駅)あるいは京王線の調布駅(特急停車駅)で下車。いずれも、そこからバス利用。